

個人のお客さま向けインターネットバンキングご契約者さま

愛媛信用金庫

「個人のお客さま向けインターネットバンキング」長期未利用にかかる利用停止措置について

平素は、愛媛信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、インターネットバンキングサービスによる不正送金被害の未然防止等を目的として、下記のとおり 1年以上ログイン履歴がないご契約者さまについて、「個人のお客さま向けインターネットバンキング利用規定」に基づき、資金移動取引を停止させていただくことといたしました。

資金移動取引の停止以降に、ご利用の再開を希望されるお客さまにつきましては、翌年の3月末（初年度は2027年3月31日）までにお取引店までお申し出ください。

また、毎年3月末を基準日（初年度は2027年3月31日）として、2年以上ログイン履歴がなく、かつ継続利用のお申し出がない場合は、ご利用契約を解約させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 資金移動取引停止対象のお客さま

毎年3月末を基準日（初年度は2026年3月31日）として、1年以上未利用（ログイン履歴がない）のご契約者さま

《利用規定の抜粋》

第16条 利用停止等

1. 次の場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

（1）1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。

（2）不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。

2. 本条1.（1）にかかる利用停止の場合は、資金移動取引が停止となります。資金移動取引停止後は、「当金庫本支店および他金融機関への振込」、「税金・各種料金の払込み」はできません。「残高照会」、「入出金明細照会」は引き続き利用可能です。

資金移動取引を再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

2. 資金移動取引によりご利用できないサービス

- （1）当金庫本支店および他金融機関への振込

- （2）税金・各種料金の払込み

※「残高照会」、「入出金明細照会」は引き続きご利用可能です。

3. 資金移動取引停止時期

毎年4月（初年度は2026年8月）に順次実施させていただきます。

以上

